

## 富士見市議会報告会実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、富士見市議会基本条例（平成23年富士見市条例12号）第7条の規定に基づき実施する議会報告会（以下「報告会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

### (議会報告会実行委員会の設置)

第2条 議長は、報告会の円滑な実施運営のため議会報告会実行委員会（以下「実行委員会」という。）を設置するものとする。

- 2 実行委員会は、報告会の運営について中心的役割を担うものとする。
- 3 実行委員会は、各会派（一人会派を含む）から選出された委員により構成する。ただし、議長並びに副議長は、オブザーバーとして実行委員会に出席することができる。
- 4 実行委員会の正副委員長は、構成委員の互選により決定する。

### (開催の時期等)

第3条 報告会は、年1回以上開催するものとする。

- 2 報告会の開催の日時及び会場は、実行委員会において協議し決定する。

### (報告内容)

第4条 報告内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 議案等の審議に関すること
  - (2) 議会の活動に関すること
  - (3) その他実行委員会が必要と認めた事項
- 2 前項の報告は、内容、議決結果及び議会で交わされた論議の経過を報告するものとし、必要に応じ全会派の意見を述べる機会を設けるものとする。なお、個々の意見を求められた場合は、発言できるものとする。

### (報告会の役割分担)

第5条 報告会では、司会進行者・報告者・記録者を置くものとする。なお、質疑応答は全員で行うものとする。

### (記録)

第6条 報告会の記録は、記録者において要点筆記とする。

### (報告会)

第7条 報告会は、2時間程度とし、次第は概ね次のとおりとする。

- (1) 開会あいさつ
- (2) 議会報告
- (3) 質疑応答
- (4) その他の意見・要望に対する質疑応答
- (5) 閉会あいさつ

(資料)

第8条 報告会での配布資料は議会だよりを基本とし、その他必要がある場合には追加の資料を適宜準備する。

(成果・効果等)

第9条 報告会の成果・効果等の報告は、実行委員長が議長に報告書（様式第1号）を提出するものとする。

2 前項の報告書は市議会ホームページに掲載するものとする。

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が実行委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月17日から施行する。

様式第1号（第9条関係）

議会報告会報告書

開催日時	平成 年 月 日 時 分 ～ 時 分
開催場所	
出席議員	司会 報告者 記録者
参加人数	人
実施内容	
主な意見 ・提言等	
その他 特記事項	

平成 年 月 日

富士見市議会議長 様

議会報告会実行委員会委員長

